

平成31年1月28日  
秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

- (1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名（法人にあつては名称）  
株式会社アースクリーン秋田
- (2) 対象者の事務所及び事業場の所在地  
秋田県にかほ市中三地字中山28番地の7
- (3) 許可の種類及び許可番号
- ①産業廃棄物収集運搬業（許可番号：00505026019）
  - ②産業廃棄物処分業（許可番号：00525026019）
  - ③産業廃棄物処理施設
    - ア 法施行令第7条第7号に定める廃プラスチック類の破碎施設  
（平成28年10月11日 許可番号 由福環一1022）
    - イ 法施行令第7条第7号に定める廃プラスチック類の破碎施設及び  
法施行令第7条第8号の2に定める法施行令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設  
（平成16年6月24日 許可番号 由福環一1030）
    - ウ 法施行令第7条第8号の2に定めるがれき類の破碎施設  
（平成15年7月17日 許可番号 由福環一1411）
    - エ 法施行令第7条第8号に定める廃プラスチック類の焼却施設及び  
法施行令第7条第13号の2に定めるその他の産業廃棄物の焼却施設  
（平成21年3月9日 許可番号 環備一1354）
  - ④一般廃棄物処理施設
    - ア 法施行令第5条第1項に定めるごみ処理施設（焼却施設）  
（平成21年3月9日 許可番号 環備一1355）
- (4) 行政処分の内容及び理由
- ①産業廃棄物収集運搬業の許可の取り消し
  - ②産業廃棄物処分業の許可の取り消し
  - ③産業廃棄物処理施設設置の許可の取り消し
  - ④一般廃棄物処理施設設置の許可の取り消し
- 対象者は、平成30年3月22日に秋田地方裁判所から法違反により、罰金150万円の刑の言渡しを受け、平成31年1月16日に刑が確定した。
- このことは、法第7条第5項第4号ハ及び法第14条第5項第2号イに該当し、法第9条の2の2第1項第1号、法第14条の3の2第1項第1号及び法第15条の3第1項第1号に規定する許可取消事由に該当するため。
- (5) 行政処分の年月日  
平成31年1月28日